

人事委員会 訓令番号	人事委員会訓令名	公布年月日
人事委員会訓令 第 1 号	さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令	平成31年3月29日

## さいたま市人事委員会訓令第1号

さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市人事委員会委員長及び事務局長等専決規程（平成14年さいたま市人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第3条 事務局長が専決することができる事項は、次に掲げるもののほか、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。）に規定する局長及び部長の共通専決事項の例による。ただし、重要又は異例であると認める事項については、委員長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p><u>(16) 勤務条件に関する措置要求書及び不利益処分についての審査請求書の補正に関すること。</u></p> <p><u>(17) 勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分についての審査請求に関して、人事委員会に提出された書面等（措置要求書及び審査請求書を除く。）の他方当事者への送付及び書面等の提出要求に関すること。</u></p> <p><u>(18) [略]</u></p>	<p>（事務局長の専決事項）</p> <p>第3条 事務局長が専決することができる事項は、次に掲げるもののほか、さいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号。以下「市専決規程」という。）に規定する局長及び部長の共通専決事項の例による。ただし、重要又は異例であると認める事項については、委員長の決裁を受けなければならない。</p> <p>(1)～(15) [略]</p> <p><u>(16) [略]</u></p>

### 附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。